

9. その他の制度について

2) 車いすの貸出

通院や旅行等で一時的に車いすを必要とする方に対して貸出を行っております。(利用料はかかりません。)

《続き》

担当にお申出下さい。

【担当】洞爺湖町社会福祉協議会 電話 76-4363